

## 確定申告特集



## CONTENTS

所感	2	令和7年、年末調整改正点	10
司法書士より	3	社会保険労務士より	11
確定申告の準備	4	相続税	12
譲渡所得～土地や建物を売ったとき～	5	EXCEL 活用術	13
医療費控除	6	湯ったり！寄ったり！	
雑損控除	7	行ってんべ！！	14
食事補助の非課税限度額が引き上げに	8	税務カレンダー	15
個人事業主 青色申告の特典	9		

# 所 感

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。皆さまにおかれましては、清々しい新年をお迎えのことと存じます。

2025年を振り返りますと、企業経営を取り巻く環境は、改めて「変化への対応力」が問われる一年であったと感じております。

物価上昇が続く中での価格転嫁、人手不足の深刻化、賃上げへの対応、さらには金利環境の変化など、日々の経営判断に悩まれた経営者の方も多かったのではないかでしょうか。



また、インボイス制度・電子帳簿保存法への実務対応が本格化し、「制度を知る」段階から「いかに業務として定着させるか」へと課題が移行した一年でもありました。

加えて、クラウド会計や業務のデジタル化を進める企業と、そうでない企業との間で、業務効率や数字の把握力に差が表れ始めた年でもあったように思います。

このような2025年の経験を踏まえると、2026年は

- 変化に“耐える”経営から、変化を“前提とする”経営へ
- 勘や経験だけに頼らず、数字に基づいた意思決定
- 将来を見据えた資金繰り・事業計画の重要性

が、これまで以上に高まる一年になると想っています。

私たち会計事務所としても、記帳や申告といった従来業務に加え、

- 「数字をどう読み、どう活かすか」
- 「経営の不安を早めに共有し、対策を一緒に考えること」

を大切にし、皆さまの経営に寄り添った支援を続けてまいります。



2026年も、皆さまの身近な相談相手として、安心してご相談いただける存在であり続けたいと考えております。

本年が皆さまにとって、着実な成長と安定につながる一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

公認会計士・税理士 森 弘毅

# メールアドレスの提出のお願い

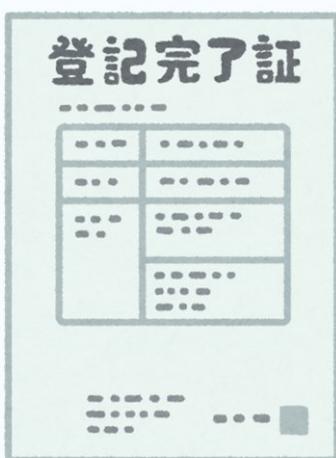
明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひ申し上げます。

さて、昨年の4月以降、ご依頼の皆様には、登記申請の際、メールアドレスの提出のご協力をお願いしてまいりました。というのも、今年、令和8年4月1日から不動産を所有している方は、住所と名前が変更になった際、その変更登記が義務化されます。義務なので違反した場合は過料が科される可能性もあります。……などと新年早々脅してしまうのはよろしくないですね。

住所と名前が変更になった場合の変更登記の義務化ですが、所有者不明の不動産の解消のため導入された制度です。これ以上、所有者不明物件を増やしてはならないぞという法務省の意気込みの表れかもしれません。

ところで、なぜここでメールアドレス？となりますよね。

実は、義務化に併せて、法務局側でも定期的に住基ネットから住所氏名の変更調査を行うことになりました。ここで変更の事実が判明すると、自動的に登記簿上の住所と氏名を変更登記してくれるのです。その際、勝手に変更するのではなく、一度所有者に「変更しますがよいですか？」とお尋ねを送るのです。勝手にしてくれてもいいんですよ、と多くの方はお思いになるでしょうが、なかにはDVなどで住所を秘匿しておく必要のある人などもいらっしゃいます。おそらくそういった事情から一度お尋ねするのではないかと推測しております。そのお尋ねをメールで連絡します、というのが法務局のシステムなのです。



現在は、登記が完了すると、メールアドレスを提供した場合、新たに所有者になった方に登記が完了した旨のメールが届くことになっています。法務局から来るメールアドレスは

sys-info@touki-kyoutaku-online.moj.go.jp です。

sys-info という表記から始まるので怪しき満載ですが、怪しいメールではありません。

上記の制度ができても、もちろん自主的に住所と名前の変更の登記はできます。例えば、所有権の移転登記をするにあたり、登記簿上の住所が以前のままであるとすると現在の住所に変更する必要があります。決済などが間近に迫っている場合は、法務局の定期的な変更登記を待つていられないこともあるでしょう。

住所やお名前が変わるということは人生においてそれほど多くないことなので、登記申請を忘れてしまいがちですが、念頭に置いておいていただけるとありがたいです。

なお、メールアドレスがない方は郵送でお尋ねがくるとのことです。メールアドレスは、電話番号や住所よりも変更になる可能性が高いと思われる所以、このメールアドレスの提出制度はどこまで有用なのか個人的に疑問です。

とはいって、国でせっかく始まった制度なのでご協力いただけますと助かります。



司法書士 米澤 智子

# 確定申告の準備

令和7年分の所得税等の確定申告が始まる時期となりました。

申告が必要な方は下記の書類を準備して、申告に備えていただければ幸いです。

なお、申告の内容によってはこの他にも必要書類が生じる場合がでてきます。ご不明点等は担当者までお問合せ下さい。



## 1 事業所得・不動産所得の申告

- ① 一年間の収入支出がわかるもの(領収書・通帳・現金出納帳・請求書等)
- ② 各種控除証明書
  - 生命保険料・地震保険料等の控除証明書
  - 国民健康保険料・国民年金・国民年金基金の支払総額がわかる書類
  - 小規模企業共済等掛金控除
- ③ 住宅ローンがある場合
  - 年度末の借入金残高証明
  - 税務署から送られてきている住宅借入金等特別控除計算明細書
- ④ 事業所得以外に収入がある場合、源泉徴収票や支払調書

## 2 土地・建物の譲渡所得がある場合

- ① 不動産売買契約書(売却時)
- ② 不動産売買契約書(購入時)
  - その他、今回の売却資産をいくらで取得(購入・相続)したのかわかる書類
- ③ 仲介手数料、測量費、印紙代など、売却に伴い発生した支払の領収書・請求書
- ④ 対象物件の登記簿謄本

## 3 株の譲渡所得

- ① 上場株式の売買については、証券会社から送られてきている特定口座取引書等、売買の状況がわかる書類
- ② 上場株式以外の株の売買については、別途書類が必要。

## 4 医療費控除・寄付金控除を行う方

- ① 医療費等の領収書等
- ② 寄附金控除の証明書等



## 5 住宅借入金特別控除の一年目

- ① 土地・建物の不動産売買契約書(請負契約書)の写し
- ② 建物・土地の登記事項証明書(登記簿謄本)
- ③ 各種特例要件の証明書類

上記のように、何の申告をするかによって必要となる書類が異なってきます。

期限内に申告が出来る様に、お手元の書類のご確認をお願いいたします。

相澤 順子

# 譲渡所得

## ～土地や建物を売ったとき～

譲渡所得とは、一般的に土地・建物・株式・ゴルフ会員権などの資産を譲渡することによって生じる所得をいいます。

今回は土地や建物を売った時の譲渡所得について説明します。

土地や建物の譲渡による所得は、他の給与所得などと合計しないで分離して計算する分離課税制度が採用されます。

分離課税の場合、譲渡した年の1月1日現在で所有期間が5年を超える土地・建物を譲渡したことによる所得を「長期譲渡所得」といい、15%の所得税と5%の住民税が発生します。

また譲渡した年の1月1日現在で所有期間が5年以下の土地・建物を譲渡したことによる所得を「短期譲渡所得」といい、30%の所得税と9%の住民税が発生します。



譲渡所得の金額は下記のように計算します。

$$\text{収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額} = \text{課税譲渡所得金額}$$

取得費には、売った土地や建物の購入代金、建築代金、購入手数料のほか設備費や改良費なども含まれます。なお、建物の取得費は、購入代金または建築代金などの合計額から所有期間中の減価償却費相当額を差し引いた金額となります。

譲渡費用には、土地や建物を売るために支払った仲介手数料や印紙税、貸家を売るため借家人に家屋を明け渡してもらうときに支払う立退料など、売るために直接かかった費用をいいます。したがって、修繕費や固定資産税などその資産の維持や管理のためにかかった費用などは譲渡費用になりません。



土地や建物などを売った際は所得税と住民税の納付時期が異なるため注意が必要です。

3月の確定申告後、所得税を納付して安心していると、暫くしてから住民税の納付書がお手元に届くことになるので、所得税の納付が終っても住民税納付のため納税資金を確保しておいていただく必要がございますので、ご注意下さい。

渡邊 奈央美

# 医療費控除

## 医療費控除とは？

1年間(1月1日～12月31日)にご本人または生計を一にするご家族のために支払った医療費が一定額を超えた場合、所得税・住民税が軽減される制度です。

## 対象となる医療費

- |                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| ・病院・診療所での診察費、治療費 | ・歯科治療費(※審美目的を除く)           |
| ・処方薬の代金          | ・治療に必要な通院費(電車・バスなどの公共交通機関) |
| ・入院時の部屋代、食事代     | ・出産に関する費用(分娩費・入院費等)        |

※タクシー代は、公共交通機関が使えない場合などに限り対象となります。

## 対象にならない主な費用

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| ・健康診断              | ・人間ドック(※治療に繋がらない場合) |
| ・美容目的の歯科治療・整形手術    | ・サプリメント             |
| ・自家用車で通院した場合のガソリン代 | ・駐車場代               |
|                    | ・健康食品               |

## 医療費控除の金額の計算方法

$$\text{医療費控除額} = \frac{\text{1年間に支払った医療費の合計額}}{- \text{保険金などで補填された金額}} - 10\text{万円} \quad \left( \begin{array}{l} \text{総所得金額等が200万円満} \\ \text{の方は「所得} \times 5\% \text{」} \end{array} \right)$$

※控除額の上限は200万円です

## 保険金等を受け取っている場合の注意点

次のような金額は、医療費から差し引く必要があります。

- ・生命保険の入院給付金
- ・医療保険の手術給付金
- ・高額療養費

※「支払った医療費」と「給付の対象となった医療費」が対応する部分のみ差し引きます。

## 必要な書類

- ① 医療費控除の明細書(領収書をもとに作成)
- ② 医療費の領収書
- ③ マイナンバーカードまたは本人確認書類

※当事務所へ確定申告を依頼される場合は、原則として左記①、③の提出は不要です。医療費の領収書等をまとめてご提出いただければ、当事務所にて作成いたします。

## セルフメディケーション税制との選択

一定の条件を満たす場合、医療費控除とセルフメディケーション税制のどちらか一方を選択できます。

👉一般的に、医療費が高額な場合は医療費控除が有利になるケースが多いです。

## よくあるご質問



家族分の医療費も合算できますか？

はい。生計を一にしていれば合算可能です。

年をまたいで支払った医療費は？

実際に支払った年分の医療費控除の対象になります。



ご不明点やご判断に迷うケースがありましたら、お気軽に当事務所までご相談ください。

藤生 将太朗

# 雑損控除

雑損控除とは、震災、風水害、火災、盗難、横領などによって、住宅や家財など生活に必要な資産に損害を受けた場合に適用される所得控除です。確定申告で必要事項を記載し、損害の状況を示す書類を添付して申告することで、所得税や住民税の軽減措置を受けられます。

## 雑損控除の対象となる損害

雑損控除の対象となる損害の原因は、以下のいずれかに限られます。

- ・自然現象による災害: 震災、風水害、冷害、雪害、落雷など
- ・人為による災害: 火災、爆発など
- ・生物による災害: 害虫被害など
- ・盗難
- ・横領

なお、詐欺や恐喝による損害は雑損控除の対象外です。



## 雑損控除の対象となる資産

雑損控除の対象となる資産には要件があります。

- ・納税者本人、または生計を一にする配偶者や親族(その年の総所得金額が48万円以下)が所有する資産であること。
- ・棚卸資産、事業用固定資産、または「生活に通常必要でない資産」のいずれにも該当しないこと。

## 控除額の計算方法

控除できる金額は、以下の2つの計算方法で算出した金額のうち、いずれか多い方です。

$$(損害金額 + 災害関連支出の金額 - 保険金等の額) - (総所得金額等 \times 10\%)$$

$$(損害金額 + 災害関連支出の金額 - 保険金等の額) - 5万円$$

損失額が大きく、その年の所得金額から控除しきれない場合は、翌年以降3年間(東日本大震災又は令和5年4月1日以降に発生する特定非常災害により生じた損失については5年間)繰り越して控除できます。

## 申告方法

雑損控除を受けるには、確定申告が必要です。確定申告書の雑損控除に関する項目に必要事項を記載し、損害の状況や金額を示す書類を添付して申告します。

## 災害減免法との選択

災害によって損害を受けた場合、雑損控除の他に「災害減免法による所得税の軽減免除」を利用できる場合があります。災害減免法は、住宅や家財の損害金額が時価の2分の1以上で、所得金額の合計が1,000万円以下の場合に適用されます。雑損控除と災害減免法は選択適用となります。

今泉 典子

## 『食事補助』の非課税限度額が 月「3,500円」から『7,500円』（税抜）に引き上げに!!

物価高が続くなか、従業員の生活を支えながら、企業の税負担を抑えられる福利厚生として『食事補助』が注目を集めています。『食事補助』の金額は据え置きされてきましたが、政府・与党内では約40年ぶりとなる非課税枠の大幅見直しが議論されています。

「給与を増やすほどの余力はないけれど、従業員の実質手取りは増やしたい」

「採用や人材定着に効く福利厚生を整えたい」

と考える企業にとって、『食事補助』は費用対効果の高い選択肢になり得ます。

今回の制度内容変更を見据え、『食事補助』の導入を検討してみてはいかがでしょうか。

まず、従業員に7,500円を支給する場合 <給与> 『食事補助』とではこんな違いがあります。

	<給与>	『食事補助』
従業員	所得税／住民税／社会保険料などが引かれ、手取りは5,000円～6,000円程度に目減り	全額が非課税のため、7,500円分の価値がそのまま家計にプラス
企業	会社負担分の社会保険料(約15%)が増加し、実質コストは約8,600円	社会保険料の対象外となるため、コストは支給額の7,500円のみ

つぎに、

『食事補助』を非課税で運用するには一定の条件を満たす必要があります。

- 現物支給（現金で支給しない）
- 対象が全従業員
- ランチの食事代の50%以上を従業員が負担
- 企業負担が月3,500円（税抜）以下 ⇒ 月7,500円（税抜）以下

今回の  
制度内容変更

最後に、

福利厚生として『食事補助』を導入することは従業員への単なる食費の補助ではなく、

- 「健康」を考慮した食事の提供
- ランチの欠食を防ぎ、規則正しい食習慣を支える「働きやすさ」

によって従業員の皆様の心身の健康や仕事の満足度向上につながり、更なる貴社のご発展を切に願っております。



田部井 理恵



# 個人事業主 青色申告の特典

個人事業主の青色申告の特典(メリット)などについて、解説します。

青色申告には5つのメリットがあります。

## ① 青色申告特別控除

青色申告を行うことで、青色申告特別控除を受けることが可能です。

確定申告を期限内に提出した場合、所得から控除額を最大65万円差し引くことができます。これにより、所得税や住民税が大幅に軽減されるため、非常に大きな節税効果があります。

## ② 青色事業専従者給与

青色申告を行うことで、家族に支払う給与も経費として計上できます。家族従業員を正当に評価し、給与を適切に支払い、その分所得を減らすことができます。

青色専従者は、青色申告者と生計を一にする配偶者や15歳以上の親族であり、その年を通じて6か月以上、その事業に従事している必要があります。

また、青色専従者控除を受けた場合、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除の適用は受けられません。そのため、家族に支給する給与の額によりどちらが有利か、検討が必要になります。

## ③ 少額減価償却資産

青色申告を行うことで、30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合、年間300万に達するまで取得価格の合計額を限度とし、必要経費として計上することができます。取得年に全額を経費化できるため、パソコンや事務機器などの設備投資を行いやすい。



## ④ 貸倒引当金

青色申告を行うことで、貸し倒れによる損失の見込額として、一括評価による貸倒引当金を計上することができます。これは、売掛金の回収不能リスクに対する備えとして、税務上の経費として計上できるものです。

## ⑤ 赤字の繰越・繰戻し

青色申告を行うことで、赤字が生じた場合には、その赤字を三年間繰り越すことができ、その繰り越した赤字を所得金額から差し引くことができます。(純損失の繰越し)

前年も青色申告をしていて、今年赤字の場合は、その赤字を翌期以降に繰り越すのではなく、前年の黒字と相殺して、前年に納めた所得税を返してもらうことができます。(純損失の繰戻し)



青色申告の適用を受けるためには、しっかりと帳簿付けをする必要がありますが、特別控除は65万円も所得から差し引くことができるなど特典があり、その分税金を抑えることができます。

砂場 潤子

# 令和7年 年末調整改正点

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」と「給与所得控除」の見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じず、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務において初めて変更が生じる、ということになりました。適用の時期について少々わかりにくい改正となっております。従って、令和7年11月以前に会社を退職した方については、旧控除額によって源泉徴収票が作成されることとなり、確定申告の検討が必要となってくる場合が生じる可能性があります。



上段で述べた控除額の見直しがなされた結果、今回の年末調整は収入に応じて本人の基礎控除の額が変わってきており、給与支払者においては、一人別源泉徴収簿を確認する際、表を見ながらのチェックが必要となってしまいました。(以下表参照)

## 1. 基礎控除の見直し

合計所得金額	改正後基礎控除額	改正前
~132万円	95万円(令和9年分以後は58万円)	48万円
132万円超336円以下	88万円(令和9年分以後は58万円)	48万円
336万円超489万円以下	68万円(令和9年分以後は58万円)	48万円
489万円超655万円以下	63万円(令和9年分以後は58万円)	48万円
655万円超2,350万円以下	58万円(令和9年分以後は58万円)	48万円

合計所得2,350円超の場合の基礎控除額に改正はない

上記改正により、令和7年分の年末調整においては、還付金額が通常より増加したのではないでしょうか。以下、改正点は次のとおりです。

## 2. 給与所得控除の見直し

給与所得控除の55万円の最低保証額が65万円に引き上げられた。

令和8年分からの「源泉徴収税額表」が改正されたので、今後はこの税額表を使用して源泉徴収をする。→税額は少なくなっているので、手取り額が増えると思われる。

## 3. 特定親族特別控除の創設

居住者Aと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族を特定親族と位置づけ、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円を居住者Aより控除する。

## 4. 扶養控除の対象となる扶養親族等の所得要件が改正となった。

対象者	改正後	改正前
扶養親族及び同一生計配偶者	58万円以下	48万円以下
ひとり親の生計を一にする子	58万円以下	48万円以下
勤労学生	85万円以下	75万円以下

相澤 順子

## 退職代行会社から連絡があったとき

突然退職代行会社から連絡があった場合、無視してもいいんじやないかと思ってしまう方もいるのではないでしょか。

退職代行会社は、法的な交渉の代理権がないため、辞める依頼人である従業員が会社に伝えたい内容を代わりに伝えるという「使者」としての扱いとなります。

弁護士のように交渉権限はないため弁護士法が禁止する非弁行為にも該当しません。

よって、退職代行からの退職の連絡について退職の意思表示とは認めないという扱いを会社はすることができます。

納得いかないケースもあるかと思いますが、認めるしかないので淡々と退職の手続きを行うようにしてください。

やってはいけない言動として

①本人から連絡があるまで退職代行を利用した退職申出を認めない。

②退職代行を利用した場合は、退職金規定に基づく退職金を支給しない。

③退職代行を利用した場合は、退職日までの有給休暇の消化を認めない。

④退職日までの有給休暇取得を批判する。

⑤退職代行を利用したことを見下す。

やってはいけないことではないですが、退職理由を聞いても、ほぼ悪口みたいなケースもありますので、その点はご留意願います。

有給休暇を取得して辞める場合、引継ぎできる日にちがないというケースもあるかと思います。そういった場合、有給休暇の取得できる勤務日ではなく休日に業務命令で出てきてもらってやつてもらうしか方法はありませんが、退職代行を利用するような人に引継ぎをしてもらうことにはリスクが伴うと思いますのでお勧めしません。

昔から、連絡が取れなくなつてやめる人はいました。そういう人からすれば、まだ連絡のとれる退職代行会社経由の退職の方がいいのかもしれません。

社会保険労務士 古川 弘樹

# 相続税について

昨今の物価高で、日々の買い物でも「少しでも節約したい」と感じる場面が増えてきました。ポイントを貯めたり、マイルを上手に使ったりすることは、今や家計を支える大切な工夫のひとつです。そんな身近なポイントやマイルですが、「これも相続と関係あるの？」と考えたことはあるでしょうか？相続というと、預貯金や不動産といった大きな財産を思い浮かべがちですが、実はポイントやマイルも、相続の場面で話題になることがあります。理由はシンプルで、「存在が見えにくい」からです。

ポイントやマイルが相続の対象になるかどうかは、各サービスの規約によって異なります。

本人死亡後のポイントの取り扱いについては、規約によって失効する（本人以外は利用できない）と定めていたり、死亡時の規定が無いところもあります。

本人死亡時の取り扱いを定めていない場合は、ポイントは「本人の一身に専属する権利」（民法第896条）として相続の対象にはならないと解されます。

一方マイルは、一定の手続きを踏めば相続できる場合があります。

“会員が死亡した場合、法定相続人は、会員が積算していたマイルを、所定の手続きが完了した時点で有効な範囲で承継することができます。その際、当該法定相続人は弊社に対し、故人である会員のマイルの相続権を有することを証明する書類を、会員の死亡日から180日以内に提示する必要があります。（後略）”（ANAマイレージクラブ会員規約第21条）

いずれもサービスごとに要件や対応が違うので、規約の確認が必要です。

ここでよくあるのが、「あとから存在を知った」というケースです。

手続きがひと段落してから、スマホの中身を整理していて、ポイントやマイルが残っていたことに気づく。でも、確認方法がわからなかつたり、期限が過ぎていたりして、そのまま使えなくなってしまうこともあります。

また、家族がどのサービスを使っていたのか分からず、調べようにも手がかりがない、ということも珍しくありません。

こうした事態を防ぐために、できることはシンプルです。



まずは、どんなポイントやマイルを使っているかを家族に伝えておくこと。「このお店のポイントを貯めている」「この航空会社のマイルがある」といった一言だけでも、大きな手掛かりになります。

もうひとつは、ポイントやマイルも「財産になり得るもの」と意識しておくことです。

相続は、特別な人だけの話ではありません。

新たな年の目標のひとつに、将来の安心に向けた小さな相続対策を始めてみるのはいかがでしょうか。



税理士 武井 秀樹

# 相続財産がマイナスになりそうなときは！？ ～限定承認～

限定承認とは、相続財産に含まれている負債を相続財産の範囲で清算し、それでももし資産が残れば相続人がこれを相続し、もし資産が足りなくても相続人はそれ以上弁済する必要はないこととする手続きです。

民法は、相続人に「相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることができる」選択肢を認めております(民法第922条)。

相続財産が債務超過か否かの判定は、それほど簡単ではない場合があります。相続人が知らない債務があるときはもちろんですが、厄介なのは、存在は明らかでもその金額が確定していない債務があるときです。例えば、中小企業経営者である被相続人が自社の連帯保証人になっているときや、被相続人が損害賠償請求事件の被告になっているときなど、将来、いくらの債務が生じるのか分かりません。このような場合にこそ、限定承認の効果が十分に発揮されることとなります。



限定承認の手続きは、熟慮期間(相続の開始を知った時から3ヶ月)内に相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出し、相続人の全員で共同して限定承認をする旨を申述します(民法第923条、924条)。

依田 一恵

information

MyKomon をご活用ください  
ご不明な点は担当者までお問い合わせください

セキュリティ対策が万全な  
クラウド型ファイル共有ツール

共有フォルダ

共有フォルダとは

当事務所とお客様の専用オンラインサービスです。

データの受け渡しができ、お客様からの書類や当事務所からの納品物を保存することができます。

また、これらのデータはインターネットに接続できる環境であれば、

いつでも、どこでもデータを閲覧することができます。

セキュリティ対策・災害対策も万全ですので、大切なデータを安心して保管いただけます。



# EXCEL 活用術

## ＜データの重複入力を防ごう＞

多くのデータをセルに入力していると、間違えて同じデータを重複して入力してしまうことがありますか？

エクセルにはデータの重複を調べる機能があります。この機能を利用して、データを重複して入力するミスなどを防ぎましょう！



### — 重複するデータを目立たせる —

入力済みのデータに同じもののが存在するかどうかは、「条件付き書式」で調べることができます。「重複する値」という条件に一致したセルの文字色や塗りつぶしの色を変えれば、重複がひと目でわかります。

①重複するデータの有無を調べたい範囲のセルを選択する(下図の①)

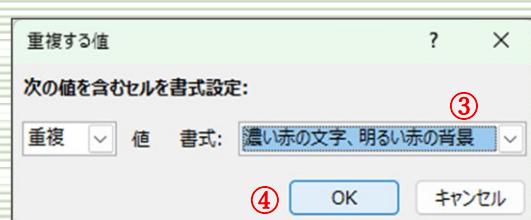
②[ホーム]タブを開き、[条件付き書式]をクリックして、[セルの強調表示ルール]→[重複する値]を順に選ぶ(上図の②)

③[書式]欄で重複した場合の書式を確認する。この欄をクリックして書式を変えることもできる(右図の③)

④[OK]をクリックする(右図の④)

⑤重複するデータがあると書式が適用される(下図の⑤)

重複するデータを削除して、正しいものを1つだけ残すと、色は解除されます。



A	B	C
品番	品名	金額
A001	コピー用紙	550
A002	鉛筆	100
A003	ノート	150
A005	はさみ	300
A007	のり	130
A002	鉛筆	100

大谷 佳夫里

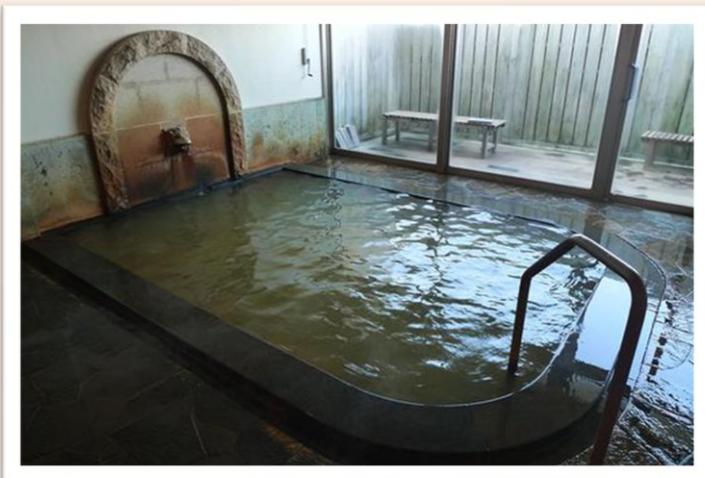
# 湯ったり！寄ったり！行ってんべ！！

伊香保温泉

## 「共同浴場・石段の湯」

日本でも有数の規模と歴史を持ち、徳富蘆花、与謝野晶子、竹久夢二ら、多くの文人に愛されてきた伊香保温泉。情緒あふれる伊香保の象徴、石段を名に持つ公衆浴場「石段の湯」は、地元の人から親しみれそう呼ばれている。大正ロマン漂う石段街、その一番下に位置しています。隣には閑所跡があり、また良く整備された広場があります。

さて、「石段の湯」ですが、露天風呂はありません。10人が入れるぐらいの広さの石造りの内風呂のみです。源泉を直接引いているかけ流しのお湯は、ライオンの湯口から、かなり多量に出ており、伊香保独特の茶褐色の濁り湯となっています。



温度は42°C位で、肌に優しい浴感となっています。湯冷めしにくく、神経痛などに効果があると言われています。

また、デッキからの山並みの景色も良く、自然を充分感じられるところです。入浴後に落ち着いたテラスで冷たい飲み物でも如何でしょうか？

伊香保温泉は最近若い人の人気が高く「石段の湯」を利用される時は平日をお薦めします。

住 所：渋川市伊香保町伊香保 36  
T E L：0279-72-4526  
時 間：午前10時から午後8時まで（最終入湯午後7時30分）  
料 金：大人800円 小人・障碍者・高齢者400円  
定 休 日：毎月第2火曜日、第4火曜日（祝日の場合は翌日）  
※注 点検休有り  
泉 質：硫酸塩泉（カルシウム・ナトリウム）、硫酸塩・塩化物温泉  
駐 車 場：少し離れた所に町営の有料駐車場があります  
U R L：<http://www.city.shibukawa.lg.jp/kankou/ikahoonsen/ikahoonsen/p003077.html>



(令和2年7月号再掲)

森 富夫

# 税務・労務カレンダー

	税務	労務
<b>2月</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□令和7年分贈与税の申告と納付の受付開始 ..... 2月2日(月)から3月16日(月)まで</li> <li>□1月分源泉徴収税額・住民税の特別徴収税額の納付 ..... 2月10日(火)まで</li> <li>□令和7年分所得税・個人住民税・個人事業税の確定申告と納付の受付開始 ..... 2月16日(月)から3月16日(月)まで</li> <li>□12月決算法人の確定申告と納税 ..... 3月2日(月)まで</li> <li>□6月決算法人の中間(予定)申告と納税 ..... 3月2日(月)まで</li> <li>□固定資産税(第4期分)の納付 ..... <b>各市町村の指定日まで</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□1月分の社会保険料の口座振替日 ..... 3月2日(月)</li> <li>□じん肺健康管理実施状況報告書の提出期限 ..... 3月2日(月)</li> </ul> 

- ・確定申告開始です。住宅ローン控除や医療費控除などの御相談は森会計担当者までどうぞ。
- ・3月初めの春季全国火災予防運動に合わせて、消火器や火災報知器が正しく作動するかをチェックとともに、消火訓練の実施、避難通路の確認、消防署への連絡方法など、防火対策を再点検しましょう。

<b>3月</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□2月分源泉徴収税額・住民税の特別徴収税額の納付 ..... 3月10日(火)まで</li> <li>□令和7年分所得税・個人住民税・個人事業税、贈与税の確定申告と納付の締切 ..... 3月16日(月)まで</li> <li>□1月決算法人の確定申告と納税 ..... 3月31日(火)まで</li> <li>□7月決算法人の中間(予定)申告と納税 ..... 3月31日(火)まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□2月分の社会保険料の口座振替日 ..... 3月31日(火)</li> </ul> 
-----------	--	---

- ・3月決算法人では、決算日当日の在庫の実地棚卸、現金・手形等の調査を行ってください。
- ・社員の家族では、進学・卒業の有無等をチェックします。異動があれば、家族手当の変更、源泉徴収税額表の適用欄の変更手続きなどをしましょう。

<b>4月</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□3月分源泉徴収税額・住民税の特別徴収税額の納付 ..... 4月10日(金)まで</li> <li>□「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」の提出期限 ..... 4月15日(水)まで</li> <li>□2月決算法人の確定申告 ..... 4月30日(木)まで</li> <li>□8月決算法人の中間(予定)申告 ..... 4月30日(木)まで</li> <li>□固定資産税(第1期分)の納付 ..... <b>各市町村の指定日まで</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□3月分の社会保険料の口座振替日 ..... 4月30日(木)</li> </ul> <p>* 健康保険料率、介護保険料率の変更の確認をしましょう</p> 
-----------	--	--

- ・新入社員を迎える企業は、研修の準備や扶養控除等(異動)申告書の提出を確認しましょう。
- ・新入社員、退職者の社会保険・雇用保険の資格取得・喪失手続きをもれなく行いましょう。
- ・若葉マークの車が増える時期ですので、マイカー通勤者や営業車を利用する従業員に安全運転を指導しましょう

**森・米澤・古川  
合同事務所**

税理士法人 森会計事務所  
森 弘毅 公認会計士事務所  
米澤 智子 司法書士事務所  
古川 社会保険労務士事務所

群馬県邑楽郡大泉町坂田4丁目20番22号  
TEL 0276-63-6011  
FAX 0276-63-6056  
URL <http://www.morikaikei.jp/>

